

(3) 全ての教育活動を通して自己指導能力の育成をすすめます

・本校の教育活動全体を通じて、以下の3点を留意し生徒指導の三つの機能を働かせてすすめます。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ・すすんで | 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。 |
| ・なかまと | 共感的な人間関係を育成する。 |
| ・おわりまで | 児童に自己存在感を与える。 |

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進します

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を、全学年で行います。

■ 3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かすようにします。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ対策実行委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会、いじめ対策実行委員会の設置」参照）で本校の状況等を確認し、対策を検討します。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整えます。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努めます。
- ・問題発生時においては、たとえけんかやふざけであっても、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たります。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、いじめ防止や、教育相談に関する各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実します。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から教訓を学ぶなど、教職員の研修を行います。
- ・情報モラルに関わる基礎知識を身につける研修を行ったり、SNS等携帯電話・スマートフォンなどの危険性にかかわる研修をしたりして、児童の指導に役立てるようにします。